令和7年度鳴門市職員採用試験受験案内【後期】

(令和8年4月1日採用予定)

受付期間	令和7年8月1日(金)~9月5日(金)
第1次試験日	令和7年8月1日(金)~ 9月8日(月)

試験のポイント

- ◆ 第1次試験は全職種 WEB 録画面接試験のみの人物重視の試験です。
- ◆ 第2次試験は SPI3 を実施し、公務員試験対策は不要です。論文試験も行いません。
- ◆ 前期試験を受験した方も後期試験を受験できます。

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容	
(上級)行政事務職			
(上級)行政事務職 <民間企業等経験者>	若干名	ナのなが兄によい、マゲル市でに従事しませ	
(初級)行政事務職	2 人程度	市の各部局において行政事務に従事します。	
行政事務職 <障がい者>	1 人程度		
消防職	1 人程度	市の消防業務に従事します。	

[※] 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

各試験区分の受験要件をすべて満たす者が、その試験区分の試験を受けることができます。 ※ 申込みができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	受験要件		
(上級)行政事務職	1 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 2 採用後、原則として鳴門市内に居住できる者		
(上級)行政事務職 <民間企業等経験者>	1 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 2 民間企業等において正規社員等での職務経験が通算3年以上有する者* (令和7年8月時点) 3 採用後、原則として鳴門市内に居住できる者		
(初級)行政事務職	1 平成14年4月2日から平成20月4月1日までに生まれた者 2 採用後、原則として鳴門市内に居住できる者		
行政事務職 <障がい者>	1 平成2年4月2日から平成20月4月1日までに生まれた者 2 次に掲げる手帳等の交付を受けている者(令和7年9月8日までに交付される 見込みの者を含む。) (1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若 しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障が いを有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直 腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについて は、指定医によるものに限る。) (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談 所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは 障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書 (3) 精神障害者保健福祉手帳		
消防職	1 平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 2 消防業務を十分にこなせられる健康な者で、裸眼視力が両目とも0.6以上 又は矯正視力が1.0以上の者 3 採用後、鳴門市内に居住できる者		

[※] 職務経験は、原則週38.75 時間程度の勤務時間で雇用契約した民間企業等(官公庁含む)で、非正規雇用以外の雇用形態で職務に従事した期間をいいます。

上記の受験要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
 - ・在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項(下記の①から③までの事項)に該当する者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 鳴門市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容等

区分	日時		試験方法		
第1次 試験	令和7年8月1日(金) ~9月8日(月)			WEB 方式	
		総合能力検査 (SPI3)	基礎能力検査及び性格検査 <択一式 2時間>		
		事務適性検査 (行政事務職<障がい者> は除く)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速 さ等の作業能力の面から検査します。	1	
第2次 試験	令和7年10月上旬 (予定)	面接試験	主として、人物及び職務に対する意欲等 についての個別面接を行います。	鳴門市役所	
		消防適性検査 (消防職のみ)	消防職員としての適応性を認知能力(迅速・的確な対応や機器操作技能等の基礎) の面から検査します。<択一式 15分>		
		体力検査 (消防職のみ)	消防職員として職務遂行上必要な体力を 有するか検査します。		
第3次 試験	令和7年11月上旬 (予定)	面接試験	主として、人物及び職務に対する意欲等 についての個別面接を行います。		
		プレゼンテーション試験(行政事務職のみ)	提示する課題に対し、プレゼンテーション・シートを作成後、発表することで、発想力や論理的思考力、表現力等を検証します。	鳴門市役所	

[※] 第2次試験及び第3次試験の日時や場所等の詳細については、別途合格者に通知します。

4 合格者の発表

区分	期日	方法	
第1次試験	9月中旬	第1次試験合格者に電子申請システム上で結果を通知します。	
第2次試験 10月中旬 第2次試験受験者全員に電子申請システム上で結果を通知します。		第2次試験受験者全員に電子申請システム上で結果を通知します。	
第3次試験 11月中旬 第3次試験受験者全員に電子申請シス・		第3次試験受験者全員に電子申請システム上で結果を通知します。	

[※] いずれの場合も、鳴門市掲示場、市公式ウェブサイトに合格者の受験番号を掲示します。

5 申込方法 ※ 電子申請により申請してください。

- ・具体的な手続きは、別紙「電子申請申込方法」を参照してください。
- ・令和7年9月5日(金)の申込完了分まで有効です。
- ・原則、電子申請のみの受付となりますが、インターネットによる申込ができない特段の事情がある場合は、令和7年8月29日(金)までに人事課までお問い合わせください。

◆ 注意事項 ◆

- ・受付期間を過ぎた申込みは、いかなる理由があれ受理しません。
- ・電子申請による申込完了後(正式受付後)、電子申請システム上から受験票をダウンロードできます。(受験票は2次試験時に持参していただく必要がありますのでプリントアウトのうえ大切に保管してください。)
- ・(上級)一般行政事務職<民間企業等経験者>の採用合格者には、職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等を提出していただきます。
- ・受験資格がないこと又は申込書入力事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

6 合格から採用まで

- ・最終合格者は採用候補者名簿に登載し、任命権者が採用者を決定します。
- ・採用は、令和8年4月1日の予定です。
- ・地方公務員法第22条の規定により、採用後6か月は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

7 給与

初任給は、鳴門市職員諸給与条例(昭和32年鳴門市条例)等の規定により、原則次のとおり支給され、このほか該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴等がある場合は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。

学歴	給料月額(令和7年4月1日現在)		
大卒	220,000 円		
高卒	188,000 円		

8 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、土、日曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等本人の顔写真が添付されている書類)又は受験番号票を持参のうえ、鳴門市企画総務部人事課へお越しいただき、所定の用紙に受験番号と氏名を記入していただきます。なお、電話やメール等による請求はできません。

開示請求できる者	開示内容	開示時期	開示場所
受験者本人	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1か月間	鳴門市企画総務部人事課

9 試験会場について

・時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、 身につけたり、机の上に置くことはできません。

10 その他

- ・咳や発熱などの症状がある場合、体調がすぐれない場合やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合 は、受付時にお申し出ください。別室で受験をお願いする場合があります。
- ・自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに市公式ウェブサイト (https://www.city.naruto.tokushima.jp/) でお知らせします。
- ・採用試験に関して提出された個人情報は、採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。なお、提出された書類等は返却しません。

11 この試験に関する問合せ先

鳴門市企画総務部人事課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地(電話: 088-684-1122 E-mail: jinji@city.naruto.i-tokushima.jp)